

連番	変更項目		改訂概要
	ページ	項番 項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	
1	P9	第7章1.(3) 契約締結にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結にあたって留意する事項(ガイドライン対応等)について、従来事務処理要領内の複数の個所に記載していたものを集約し、新たに(3)項とした。 ・同(3)項に、⑩ 国又は地方公共団体における委託研究開発契約の取扱いを追記。
2	P13	第7章.2 共同研究の契約	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料として、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」および「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を追記。
3	P14	第10章.1 委託研究費の予算費目	<ul style="list-style-type: none"> ・委託研究開発の予算費目 ④その他 に以下の修正を実施。 (旧)ソフトウェア外注製作費 (新)外注費(ソフトウェア外注製作費、検査業務費等)
4	P16	第10章.2.(2).① 「物品費」の計上 《研究開発設備・機器の共用促進について》	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料として、「大学連携研究設備ネットワーク事業」を追記。
5	P19	第10章.2.(2).③. Ⅷ 外部資金の獲得における取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の修正を実施。 (旧)「研究員等が、外部資金を獲得した場合で、当該外部資金による研究開発の内容が、COI拠点の研究開発の範囲内であり、COI拠点の目標達成に資する研究開発(以下略)」 (新)「研究員等が、外部資金を獲得した場合で、当該外部資金による研究開発の内容が、COI拠点の研究開発の範囲内であり、COI拠点の目標達成に資する研究開発(以下略)」
6	P22	第10章.2.(2).④. [6] リース料・保守料、ソフトウェアライセンス、雑誌年間購読料等の形状範囲について	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間定額でダウンロードが可能な電子書籍について、ソフトウェアライセンスと同様、要件を満たす場合には当該事業年度の直接経費で全額を計上することができることを追記。 ・要件イおよびウについて、以下の修正を実施。 (旧) イ「使用する権利」の購入として、当該事業年度内に納品・検収まで完了していること ウ ライセンス利用期間が年度計画書記載の研究開発予定期間の範囲内であること。(原則、研究開発予定期間終了以降のライセンス期間分は認められません。) (新) イ「使用する権利」の購入として、当該事業年度内に納品・検収まで完了していること ウ ライセンス利用期間が年度計画書記載の研究開発予定期間の範囲内であること。(原則、研究開発予定期間終了以降のライセンス期間分は認められません。)

変更項目				
7	P22	第10章.2.(2).④. [8]	特許関連経費	・平成30年度より本プログラムにおいて、研究開発期間内に特許権(本プログラムは「国外特許」を含む)取得が見込まれる成果に係る特許関連経費(出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等)について、直接経費からの費用計上が可能となったことに伴い、本[8]項を追記。
8	P24	第10章.2.(6).②	不課税取引等(不課税・非課税取引)に係る消費税相当額の取扱について	・不課税取引の例示について以下の修正を実施。 (旧) a 人件費(うち通勤手当を除く) b 外国旅費・外国人等招へい旅費(うち支度料や内国分の旅費を除く) c その他、外国で消費する経費(外国の学会出席の際、外国に参加費を支払う場合など。) (新) a 人件費(うち通勤手当や派遣費用はを除く) b 外国旅費・外国人等招へい旅費(うち支度料や内国分の旅費を除く) c その他、外国で消費する経費(外国の学会出席の際、外国に参加費を支払う場合や国外で発生する役務費など。) d 内部取引での調達
9	P24	第10章.2.(6).③	直接経費の収支管理	・従来納入遅延金についてはJSTへ返還を求めていたが、当該事業年度中に委託研究開発に使用することを前提に、JSTに返還せず、COI拠点の活動に使用することができるよう運用を変更。
10	P25	第10章.2.(6).⑤	直接経費として計上できない経費	・要件を満たす場合、特許関連経費の直接経費からの費用計上が可能となったため、本欄より「特許関連経費」を削除。 ・「学会年会費」について、委託研究開発の成果に係る論文の発表などのために、新たに当該学会への加入が必要となる場合は、例外として直接経費からの支出が認めらる旨追記。
11	P25	第10章.2.(7)	委託研究開発実施の過程で発生した収入の取扱いについて	・COIプログラムの委託研究開発実施の過程で発生する収入の取扱いについて、本(7)項を追記。
12	P28	第10章.3.(3)	間接経費の主な使途	・要件を満たす場合、特許関連経費の直接経費からの費用計上が可能となったため、本欄に「※本プログラムでは研究開発期間内に～(以下略)」追記。
13	P33	第10章.7.(4)	留意事項	・参考資料として、文部科学省事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」を追記。
14	P37	第10章.11.(1)	委託研究開発費の精算方法	・精算額通知書による返還の際は、振込手数料は受託機関での負担をお願いする旨追記。 ・委託研究開発費の精算にあたり、返還金額が0円の場合は事務手続き上「精算額通知書」を発行しないことを追記。

変更項目				
15	P45	第13章.(1).②. i)	受託機関に帰属した知的財産権について	・注記に共同出願の際は、出願人毎に提出する旨を追記。
16	P46	第13章.(1).②. ii)	JSTへの事前申請が必要なもの	・特許関連経費を直接経費から計上する場合、特許関連経費発生前に知財様式(直接経費充当申請書)を提出し、JSTの承認を受ける必要がある旨追記。
17	P47	第13章.(1).②. v)	JSTの産学連携・技術移転関連制度の活用	・JSTが運営する研究開発成果の社会還元を促進するための各種事業・プログラムを紹介するウェブサイトを追記。
18	P47	第13章.(1).②. vi)	JSTとの委託研究開発契約終了後の知的財産権の報告義務について	・本プログラムの契約期間が終了した後も、産業技術力強化法第19条に関連したJSTへの通知や申請の報告義務が継続されることを追記。
19	P47	第13章.(2).①	研究開発成果の公表について	・プレス発表、学会発表、論文投稿、展示会出展等について①「プレス発表、学会発表、論文投稿、展示会出展等について」及び②「公表時の謝辞について」に構成を変更。 ・④「国民との双方向コミュニケーションについて」を④「社会との対話・協働の推進について」に修正。参考資料として「国民と科学・技術対話」の推進について」および「第5期科学技術基本計画」を追記。
20	P52	第14章.(3)	不正行為等に対する措置	・【不正使用及び不正受給の申請等資格制限】表の改訂。
21	P54	第15章.(2)	ライフサイエンスに関する研究等について	・「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)」を追記。
22	P54	第15章.(3)	安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)	・キャッチオール規制やリスト規制の対象物の修正等、文章全体の更新。
23	P57	第16章	用語の解説	・「契約期間」および「研究開発期間」の用語の定義を追記。

変更項目			
1	別添10	—	府省共通経費取扱区分表 ・センター・オブ・イノベーション(COI)プログラムの府省共通経費取扱区分表を別添として添付。
2	経理様式 1	—	委託研究開発実績報告書(兼収支 決算報告書) ・記載例の入力説明②「JSTに返還すべき収入が発生した場合、備考欄に事由と金額の記載が必要であること」 を追記。
3	経理様式 8	—	「委託研究開発実績報告書」および 「収支簿」事前チェックリスト ・最新の事務処理要領の内容に合わせ、内容・用語等を修正。
4	知財様式 1	—	知的財産権出願通知書・知的財産 権設定登録等通知書 ・本通知に係る特許関連経費を直接経費とした旨の設問を追加 ・(注12)として、共同出願の場合は、出願人毎に提出する旨追記。
5	知財様式 6	—	知的財産権移転承認申請書 ・知的財産権の移転を受ける者に、委託研究開発契約書第7条から第11条の規定を遵守させることを約定させる旨明示。
6	知財様式 7	—	専用実施権設定・移転承認申請書 ・専用実施権等の移転を受ける者に、委託研究開発契約書第7条から第11条の規定を遵守させることを約定させる旨明示。

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正等があります。

【180401】